平成２８年（フ）第２７７６号
大阪府東大阪市加納６丁目４番46号
債務者　川端　　幸
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４８号
相模原市中央区相模原２丁目９番18号　ユアーズ403号室
債務者　井上　仁之
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５８号
相模原市緑区与瀬992番地１
債務者　中島　早苗
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６６号
相模原市南区新戸5194番地　セジュールアン103号室
債務者　河田　　弘
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８９号
相模原市緑区西橋本３丁目４番３号　ベルヴィラージュＡ102
債務者　宮　　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９１号
相模原市中央区上溝４丁目12番13号　アンファンドシャテニエ六番館102
債務者　橋詰　葉子（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９２号
相模原市緑区葉山島788番地１　ハイツ小川201
債務者　梶山　修身
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３０４号
相模原市中央区相模原５丁目11番３号　キメタハウジング第５ビル403
債務者　大谷　真弓
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４８７号
大阪市鶴見区浜５丁目２番14号208、前住所大阪市東淀川区大桐５丁目19番12号　フレグランス石川Ａ201号
債務者　秋山　仁子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７０号
大阪府豊中市服部南町３丁目11番13号、前住所兵庫県尼崎市若王寺１丁目11番11―701号
債務者　細田　政一
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３６号
大阪府八尾市太田３丁目217番地の７　ベルドミール203号、前住所大阪府八尾市南木の本６丁目57番地の１　サンハイツ八尾南１―203号
債務者　田中　夏希（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６８号
大阪市住吉区我孫子２―10―28　セントピア我孫子511、住民票上の住所大阪市住吉区苅田２丁目３番12号
債務者　坂上　純一
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９８号
大阪市北区中津６丁目９番46―808号
債務者　足立　道夫
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４９号
大阪市東淀川区下新庄６丁目９番18―202号、前住所大阪府豊中市東豊中町２丁目７番23―105号
債務者　根来　美穂（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６４号
大阪府高槻市寿町３丁目38番16号
債務者　佐々木清浩
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９３号
大阪府八尾市小畑町１丁目10番地の41
債務者　山下由紀絵（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２２号
大阪府摂津市別府２丁目23番26―２Ｂ号
債務者　絹田　利明
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部